

令和2年度 第2回防府市障害者保健福祉推進協議会及び防府市地域総合支援協議会
会議録要旨

日 時：令和2年11月12日(木) 午後6時30分から午後8時まで
場 所：防府市保健センター

議事内容

(1) 第五次防府市障害者福祉長期計画の策定について

【事務局説明】

「第五次防府市障害者福祉長期計画の策定について」各委員より事前に提出された質問・意見について説明

意見①

全体的に元号のみの標記となっているが、最近では運転免許証も「2021年(令和3年)のように西暦と元号が併記されるようになったため、併記した方が経過の把握がしやすく分かりやすくなるのではないだろうか。

回答

本文の記載は西暦と元号を併記するように変更する。その他(グラフ等)についてはレイアウト等を考慮しながら可能な箇所は変更する。

質問・意見②

P20

第四次計画の中間年度見直しでの「理念」(「ノーマライゼーション」、「完全参加と平等」、「リハビリテーション」)が第五次長期計画から「基本目標」の内容へ変更となった理由はなぜか。

当初の「理念」は継承すべきではないだろうか。

また、障害福祉計画(P8)では第五次長期計画では「理念」となっているものが「基本目標」となっており双方の整合性は図れるか？

回答

国の障害者基本計画の基本理念が第2次計画に記載はあったが、第3次計画から変更されているため、市の計画に関しても国の計画に合わせるために基本理念を変更した。

また、障害福祉計画に関しては、基本目標を基本理念に変更し整合性を図ることとする。

意見③

P 3 5

「移動支援事業」の用語解説（P 6 3）について、事業の対象者として通学や通院が該当するように読めるため、用語解説で説明したほうがいいのではないだろうか。

回答

「移動支援事業」の用語解説を変更する。

社会生活上必要不可欠の後に「(通勤・通学・通院等、経済活動に係る外出や長期にわたる外出を除く)」と記載を追加。

意見④

P 3 4 ③

外出支援の充実について、アンケート結果において最も困る事項に「外出時にサポートしてくれる人がいないと不安である」、次いで「鉄道やバスの便が少ない、便がない」とあり、このことを反映した方針の一つに「移動支援事業」の記載があるが、便数に関する内容が反映されていないようである。福祉タクシーの活用等を加えてはどうか。

回答

防府市には福祉タクシー（一般の地域住民を対象とした福祉有償運送）はないため、記載ができない。本文を次のとおり変更することで意見を反映させる。

「鉄道、バス、タクシー、船舶、飛行機等の運賃や有料道路通行料金の割引制度の周知を図ります。また、関係機関と連携し、地域住民のニーズや移動実態を踏まえた公共交通サービスの検討に努めます。」

意見⑤

P 4 8

防災、防犯対策の推進について、災害としては「自然災害」だけではなく感染症による特殊災害も含まれると考えられるため、P 4 9 ②災害時の支援体制等の整備に感染症に配慮する記載をすべきではないか。

回答

本文へ感染症対策に関する記載を次のとおり追加する。

「災害発生時に避難所を開設する際は、密集を避けるために多くの避難所を開設、発熱者のための専用スペースの確保等の感染症対策に配慮します。」

意見⑥

③障害種類別の状況

P 1 1

P 1 2の冒頭の項目がグラフの横に入っている。

◆用語解説

P 6 4 「市民後見人」

市民後見人は制度ではないため、

「後見活動を行う制度」 → 「後見活動を行うこと」

P 6 9 「福祉員」

「市社会福祉協議会会長から」 → 「市社会福祉協議会会長と地区社会福祉協議会会長の連名により」

P 7 0 「法人成年後見」

「社会福祉法人や社団法人」 → 「社会福祉法人や社団法人」

回答

ご指摘のとおり訂正を行う。

【質疑応答】

意見無し。

(2) 防府市障害福祉計画（第6期計画）及び防府市障害児福祉計画（第2期計画）の策定について

【事務局説明】

「防府市障害福祉計画（第6期計画）及び防府市障害児福祉計画（第2期計画）の策定について」概要説明及び各委員より事前に提出された質問・意見について説明

質問①

P 2 4 . 1

福祉施設から地域生活への移行促進について、1.6%以上の削減とある。数字の根拠は？

回答

国の目標数値は6%以上となっているが、県と調整の上、現実的な目標数値として1.6%を掲げることとした。

しかし、計画（素案）を委員の皆様へ配布した後、1.6%について改めて市で検討した結果、現行計画が2%となっており、目標数値を減少させずに継続して2%とする

こととした。配布している計画（素案）では1.6%以上となっているため、現行の計画の2%に訂正する。

質問②

P25. 3

福祉施設から一般就労への移行促進について、第5期計画時の指標であった「就労移行支援利用者数」及び「就労移行支援事業者数」が削除された理由は？

回答

就労移行支援利用者数については、国の指針から削除されており、それに基づき市の計画からも削除した。就労移行支援利用者数を増加させるのではなく、より高い目標として、就労移行者数を増加させる目標に変更している。

就労移行支援事業者数については、国の指針としては継続しているが、市の目標ではなく県の目標となったため、市の計画からは削除した。

質問③

障害福祉計画（第6期計画）及び障害児福祉計画（第2期計画）の前計画期間との主な変更内容（より障害のある人の暮らしが良くなること等）を説明してほしい。

回答

障害福祉計画（第6期計画）及び障害児福祉計画（第2期計画）の概要、主な変更点等を説明。

【質疑応答】

意見無し。

（3）その他

【事務局説明】

パブリックコメントの実施について説明

パブリックコメントの実施予定期間

令和2年12月25日から令和3年1月25日まで

【質疑応答】

意見無し。

以上により議事終了。